

第四十六回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第十一号

昭和三十九年五月二十日(水曜日)

午前十時二十八分開議

出席委員

委員長 小泉 純也君

理事 青木 正君 理事 岡崎 英城君

理事 辻 寛一君 理事 渡海元三郎君

理事 加賀田 進君 理事 島上善五郎君

上村千一郎君 押谷 富三君

鍛冶 良作君 久保田円次君

長谷川 駿君 藤田 義光君

山中日露史君 山下 榮二君

出席國務大臣

自治 大臣 赤澤 正道君

出席政府委員

検事 (刑事局長) 事 竹内 壽平君

自治事務官 長野 士郎君

(選挙局長)

五月二十日

理事宇野宗佑君同日理事辞任につき、その補欠として飯谷忠男君が理事に当選した。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

公職選挙法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一六五号)

○小泉委員長 これより会議を開きます。

この際、おはかりいたします。

理事宇野宗佑君から理事を辞任いたしました。

第二類第一号

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第十一号 昭和三十九年五月二十日

したいとの申し出がありますが、これを許可することとし、その補欠選任につきましても、委員長の指名に御一任を願いたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、理事に飯谷忠男君を指名いたします。

○小泉委員長 内閣提出第一六五号、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

前会に引き続き、質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。山下榮二君。

○山下委員 大臣がおくれるそうですから、事務当局にまず先にお尋ねをいたしたいと思うのであります。法務省当局も見えたそうでありますから、それでは法務省関係をお尋ねいたしたいと思ひます。

昨年の統一地方選挙あるいは十一月に行なわれた衆議院の選挙等を考へてみますと、いろいろ悪質な選挙運動が行なわれたと私は思うのであります。その一例は、あるいは商売の用務を帯びて、かたわら選挙の依頼をして歩くという戸別訪問、あるいは宗教に名をかりて、これが選挙の戸別訪問、こういうこと等が方々で繰り返されてまいつておるのであります。ところが、一説によると、戸別訪問というものは、一体どの程度が戸別訪問

なのか、三軒か四軒行っただけでは戸別訪問にならぬ、こういう説等もあって、それらを巧みに利用して回るといふ傾向が強いということを聞くのであります。戸別訪問というものの対する法務当局の考え方というものをひとつ伺いたいと思ひのであります。

○竹内(審)政府委員 戸別訪問の規定は公職選挙法の百三十八条にございまして、これは古くから終始一貫してある規定でございまして、大正十四年の普通選挙が行なわれまして以来ずっと禁止されておるのでございまして、この戸別訪問についての解釈、運用につきましては、今日ではほとんど疑義をいれる余地がないほどに確立した概念というふうな私どもは考えておるのでございまして、申すまでもなく、戸別訪問は選挙の目的をもちまして、連続して戸々に選挙人の居宅などを訪問することをいうのであります。選挙の目的をもちまして訪問するのでございまして、そこで訪問をした以上は投票を依頼するということになるわけでござい

れたわけでございまして、遺憾に存じておるのでございます。

○山下委員 戸々に連続してというのとばっかりではちよつとわからぬと思ひますが、ただ三、四軒行つて、そして今度はどこをかねて行つてしまふ。そういうようなことで、なかなかやるのが巧妙だということをお聞きしておるのであります。それが主たる目的を選挙に置かず、商売その他の目的をもつて回る、こういうようなことになつてくると、一体選挙違反の判定と

いうのはどういふふうにしておられるのか。大体戸々に回るといふのは何軒以上回つたら戸別訪問だと判定されるのか、その辺は一体基準をどういふところに置いておられるのか、伺いた

い。○竹内(審)政府委員 解釈をいたしましては、戸々ということからまいりまして、一回だけの戸別訪問であつて、それをすぐ戸別訪問というふうにいえるかどうかは疑問でございまして、けれども、二戸以上連続して訪問をしたというところになりますとこれは戸別訪問と解して差しつかえない。三戸ならばよろしい、四戸ならばいけなという性質のものじゃないと思ひのでござい

ます。ただ実際の処罰をどうするか、起訴価値があるかどうかという問題の判定になりますと、ある程度の戸別訪問にはなりすすけれども、それは起訴猶予するという運用をやつておると思ひますけれども、解釈、理論をいたしましては、二戸以上あるいは戸別訪問

をするという意思のもとにたまたま一戸やつて、次はやらぬうちに検査される、こういうような場合も含めまして戸別訪問と理解して差しつかえない、かように考えておるのであります。

それから、ほかに大きな戸別訪問の目的がある、商用のためとか、組合活動の連絡のためとか、あるいは宗教上の伝達のためとか、ほかに大きな目的があつてあつたといつたしましても、それに加えて選挙の目的を持つてい

うことが認められる限りにおきましては、その行為はやはり戸別訪問、かようになるわけでございまして。○山下委員 それじゃ次に伺いたいと思ひます。個々の面接はこれは法律上どう強く禁止されてないと思ひますが、個々の面接というものの定義というのですか、お考えはどういふところにあるか、法務省の見解を伺いたいと思ひます。

○竹内(審)政府委員 個々の面接、これも大正十四年のときに問題になつたのでございまして、いわゆる個々面接と申しますのは選挙民に面接をして投票を依頼する、これが個々面接でございまして、したがって個々面接は戸別訪問をして面接をして依頼する場合もございまして、あるいは集会の席へ臨みまして大ぜいいるところで投票を依頼することもございまして、道でばつたり出合つてその際に投票を依頼するということもござい

しょうが、そういうふうな個々の選挙民に直接面接して投票を依頼することが、個々面接でございませう。

○山下委員 昨年の四月の統一地方選挙の際に、関西で申し上げると、市場、御婦人等が買い出しにお出かけになるという場所を選んで、あるいは宗教団体の人あるいはその他の人が、いろいろ買い出しに出てくる人たちに向かって、あなたはもう候補者をどうかおきめになりましたか、こういうふうな呼びかけをする、そういうやり方ですとねという、それじゃだれだれをひとつお願いします、こういうぐあいに、一つの個々面接という形式で行なわれている。そういう場合には選挙違反だとみなすのですか、みなさないのですか。

接が許されているというところを利用して一つの悪質な選挙違反行為ではなからうか、私はこう思うのですが、一体こういうことに対してどうお考えになるのですか。

○竹内(壽)政府委員 先生のお考えはお考えといたしまして、これは立法政策の問題でございまして、そういうこともあるから個々面接は禁止すべきであるというような意見もあつて、かつては個々面接を処罰した時代もあるわけですが、今日では個々面接は処罰の対象からははずすということで現行法はなっておりますので、いまのような場合は、今日のたてまえとしましては、やはり罰することができないと思うのでございませう。それならば、そういうのを処罰していくことがいいかどうかという問題は、これは立法政策と申しますか、選挙法のあり方の問題でございまして、私も事務当局がこうあつてほしい、あああつてほしいということを申し上げることは僭越かと存じますので、意見は差し控えたいと存じます。

○島上委員 関連して。私の理解するところでは、個々面接というのは、たまたま外を歩いて、あるいは乗りの等に乘った、あるいは集会へ行った際に、かねてからの知り合いに会つた。どこかで知つてゐる人、一面識か、あるいはじつとこんな別として、知り合いの人に会つた。そうして、その際に頼むということは、これは取り締まる必要もないし、また取り締まりようもない。私は法の精神から言えばそうだと思うのです。ところが、それは立法上むずかしいことだと思ひますが、見ず知らずの人を片っ端から全部、たと

えば国電の駅からおりてくる人を全部つかまえてやる、あるいはいまの山下君の質問のように、買い出しに行つた者を片っ端から全部つかまえてやるというの、立法の精神から若干逸脱してゐると思ひます。見ず知らずの人だれでもつかまえてやるということが許されるならば、戸別訪問を禁止するといふのは、一体どこに必要があるかといふことになると思ひます。戸別訪問といふことになれば、うちの中へ入るから何か手みやげを持っていく、買取につながらるといふ危険性もないではないけれども、しかし、個々面接と戸別訪問と、片方は禁止し、片方は禁止してないといふのは、私の理解するところによれば、個々面接といふのも、一面識か、その他親戚とか知り合いの關係の人にたまたま外で会つた際にいふ精神だろふと思ひます。もしだれでもつかまえてやるというところになるならば、うちへ入らずに、うちの外におつて、その主人なり奥さんなりが必ず外へ何回か出ますから、戸をあけて外へ出るのを待ちかまえておつて頼むといふことになれば、実質的には戸別訪問と同じことになつてしまふのです。厳密に言つた個々面接と區別して取り締まるというところはなかなかむずかしいけれども、立法の精神から言へば、私はそうだと思ひます。だから法で戸別訪問はいいから禁止してゐる、片方個々面接は許しておつてゐるのは、だれでもつかまえず、見ず知らずの人を片っ端から個々面接する、うちの前に立つておつて、出てくるのを待つて個々面接する、また隣をやる、その隣もやつていくといふことは、法の精神からいって好まし

くないことであるといふことは言えるのじゃないかと思ひますが、どうでしょう。

○竹内(壽)政府委員 好ましいか好ましくないかといふことになりまして、好ましくない場合が相当あるのじゃないかと思ひます。大正十四年の衆議院議員選挙法の第九十八条は、御承知のように戸別訪問を禁止するともに個々面接をも禁止する規定が同じ九十八条の一つ条文の中に書いてあります。したがつて、個々面接と戸別訪問とは、同じ類型の選挙運動のやり方だと見ておるわけではございまして、これが削除されたのは、たぶん、いま先生の御指摘のように、親戚の人や知人などに依頼するといふ社会常識上当然許されるようなものでも処罰の対象になることは適當でないといふ趣旨からおそらくこうしたのであると思ひます。個々面接といふ概念に該当する行為は、たゞいまでは合法的な行為、こういうふうになつておられますので、これが戸別訪問と見られるといふことになれば格別、そうでない個々面接といふ概念の中にどまらずに限りは、その態様等につきまして制限はないわけでありまして、親戚、知人等の知己の人たちに面接して頼むといふ以外の場合でありまして、これはけしからぬからといって法律上戸別訪問にするというわけにはまいらないわけではございまして、ここは先ほど申したように、立法政策の問題だと思ひます。

○山下委員 次に伺いたいと思ひます。今改正案が出されました第一の立候補届け出の期間の問題であります。これが衆議院、参議院、地方議員ともに統一されておるのですが、事務的にはなかなかいいだらうと思ひます。けれども、選挙の立候補の自由、選挙の公明、自由という点から考えていささかどうかと考えられる節もあるのですが、一体当局としてこれを提案されたところの意図はどこにあるのですか。

○長野政府委員 立候補の届け出期間につきましては、従来からの立候補届け出の状況というものを考えながら調査いたしましたのでございまして、それによりまして、いままででございまして、衆議院議員につきましては告示の日から七日の届け出期間があつたわけではございませう。参議院議員の場合は十日の期間があつたわけではございませう。それらを見てみまして、届け出から四日までの間に、数字でいいますと一〇〇%になつてしまつてございまして、ほんとうは四日以降一人ないし二人といふごく少ない方が届け出をされておる例はございませう。しかしながら、ほとんど大多数の方が四日以内に四日と申すよりもむしろ三日程度のところまで届け出を済ましてしまわれるわけでありませう。そしてもう一つは、その立候補届け出期間というものを、四日を過ぎまして届け出をされておる方々の中に、むしろどちらかといひますといふゆる泡沬候補と思われるような方が多いことがわかれるのでございませう。したがつて、そういう意味でも、泡沬候補を抑制することには多少はなるわけではございませう、それと同時にもう一つは、公営の拡充を非常に多くやつてまいりますと、たとえば選挙公報なら選挙公報といふも

のを発行いたします場合に、七日とか十日とか立候補の届け出期間がありま

す場合は、その十日の締め切りを待ちませんと、まだ届け出られるかもしれ

ませんので、その十日の締め切りを待つてさらに何日以内ということに原稿を届けたいと、こういうことをやるわけでございます。したがって、そのうちに十日以上過ぎてしま

まいまして、実際にたえば選挙公報が各戸に配布されるのが選挙の前日やとこさっと間に合うとか、いろ

いろなことが出てくるわけでございます。そういう意味でも、ほとんど立候補届け出に支障がない一番最短の時間で立候補届け出期間というものをきめ

非常にならずにわしい規定のやり方にもなっております。今度は公示または告示の日から四日間ということにいたし

ますと、非常にわかりやすく、全体に支障がない。そのほうがすべての関係の人たちに便利ではないだろうかとい

うことを考えて、そうさせていたきたいということを提案させていただいたわけでございます。

○山下委員 そうしますと大體事務的に一番中心が置かれてあるということ

が言えると思っております。そこで、それでは候補者が辞退した場合あるいは候補者が死亡した場合の次の立候補者の締め切り等はどのようなことになりますか。

○長野政府委員 そういうのはいわゆる補充立候補の届け出という言い方をしておりますが、これは従来とちつとも変わらないように、規定をそのままにいたしておりますので、むしろ届け出期間が逆に延びたというようなことで、その点は支障のないようにいたしております。

○山下委員 それでは、大臣がお見えになりましたから、大臣にお伺いをいたしたいと存じます。

政府は、民主政治の健全な発達を期するために、選挙が公正かつ適正に行なわれることを根本の要件であるとして、さきに選挙制度審議会をつくられて、それに諮問を行なわれたのであり

ます。たとえば選挙区割りの規定に関する事項、議員定数に対する人口アンバランス是正の事項、政治資金規制に関する事項、その他選挙制度に関する基本的な事項について諮問をされたことは御承知のとおりであります。審議

会はこの諮問にこたえましてそれぞれ審議を重ねて答申が一回、二回にわたって行なわれてまいっておりますのであります。この答申の基本に基づいて政府は選挙法の改正を今回提出されてきた、こう思うのであります。ところが政府はその答申を現在の法案提出で完全に尊重されたとお考えになっておるのでしょうか、どうですか、ちょっと大臣に伺いたいと思っております。

○山下委員 できるだけということばがある限りは、それではまだ尊重してない面もあるということの意味されるのだからと思うのですが、そのとおりであります。今回の提案に、政治資金に関する規制の条項に対しては何らの改正が行なわれてまいっていないのであります。御承知のとおり最近の選挙が、選挙のたびを重ねるごとに物量選挙といわれるほど、選挙資金が高

くかかることは世間周知の事実であります。かようなことから考えまして、選挙を厳正し、かつ公明に行なうためには、まず資金の規制をすることが一番先決ではなからうか、私はこう思うのであります。自治大臣は政府が提案されていらないということに対して一

体にかようにお考えでしょうか。

○赤澤国務大臣 金のかからない選挙をやれるようにするということはお互いに重大な関心事でございますが、一日も早くそういう形が整うことが最も望ましいと考えております。先般の答申も、ごらんのとおりに選挙資金の問題について若干何行か触れておるわけ

でございますけれども、それを具体的に扱おう面におきましては、現状の政党の組織、また国民のこういつた問題についての理解ということから考えまして、すぐこれを右から左に法文化するのは適当でないと考えました。ただ、この考え方を決して放棄しておるわけではございませんので、第一次の審議会の答申、またそれを受けて第二回の答申ができて、だんだんこういう問題が具体的な方向へ入るようにならな

るの第三次審議会の答申を見てというようなことで、少しのんびりし過ぎることではなからうか、こう思うのであります。したがって、出ていないのでこれ以上追加はいたしませんけれども、すみやかに政治あるいは選挙、これらの経費の公明化を期するために資金規正法の早急な改正を私はこの機会に大臣に要望いたしておきたい。こう思うのであります。大體、こういう考え方に對して大臣はどうお考えになっておりますか。

○赤澤国務大臣 同感でございます。○山下委員 先ほど立候補の期日の短縮のことについては質問を申し上げました。この短縮の問題は、一面には泡沫候補の問題も含まれてはおったよう

であります。これと並行して、泡沫候補を規制するために供託金が従来の倍額に改正をされておるのであります。供託金が倍になって泡沫候補を抑えるということができるとは、どうか、当局のお考えを伺いたいと思っております。

○赤澤国務大臣 これは考えようであると思ひます。いまの貨幣価値の状態からいいますと、倍額にしたからといって、一つの計算のもとに立候補をするような人を押えるということとはなかなかむずかしいかろうと思ひます。われわれといたしましては、四倍ないし五倍くらいにすることもさういふ議論をしたわけでございますけれども、さうするとまじめな意味で立候補なさる方々に迷惑がある、一ぺんにさういふ大幅な引き上げをするのはどうかという危惧もございまして、不十分であると思ひますけれども、一応倍額にしたわけでございます。これで泡沫候

補が完全に押えられずとは考えておりません。

○山下委員 私は、供託金を倍額に増額するということは民主政治というものの発展の上から考えてむしろ逆ではないか、こう思うのであります。また日本の民主政治は発展途上にあるときでありまして、今日の段階では、供託金等はできるだけ低くして、いかなる階層といえども、いかなる人といえども、できるだけ立候補しやすいように選挙法というものを持っていくというのが、今日の日本の民主政治の実情から考えて当然ではなからうか、こう思うのであります。こういうことに対しては一体いかにようお考えでしょう。

○赤澤國務大臣 全くそれは正論でございます。しかし、そのとおりでございませう。しかし、今日の実情がやはり怪しげな者が立候補いたしますのは事実でございます。この供託金をさういふ倍でも三倍でもしなければならぬといったようなことが議論されるのはたいへん残念ですけれども、しかし考え方としては当然山下委員の言われるとおりである、私には同感であります。

○山下委員 次に伺いたいと思うのは、街頭演説並びに連呼行為の時間の制限の問題であります。さきに行なわれました衆議院の選挙のときの特例のときには、連呼行為は朝九時から午後五時まで、こういう規制であったと思っております。ところが個人演説会の呼び込みその他でそれぞれ皆さんお困りであったであろうと想像するのではありませんが、そういうことを考えていただいて、連呼行為が朝八時から午後八時まで、しかも街頭演説も同じこ

ろに規制をされた、こういうことになっておるのですが、これも先ほど申し上げましたように、まだ日本の民主政治の発展の過程にある今日では、できるだけ国民に広くその政党、その候補者の政策、主義主張というものを訴える時間を多く与えていくというのが当然ではなからうかと私は思うのであります。必ずしも選挙が冬にあるとき

は必ずしも選挙が冬にあるときでございませう。夏にまたたれば、午後八時といえどもだ日が暮れて間もないときであります。あるいは午前八時といえども日が上がつてかんかんの日照りの時間があります。こういうこと等から考えまして、もっと時間を延長する必要がある。たとえば連呼行為が住民の生活のじゃまをするというのでありますならば、連呼行為とあるいは街頭演説とを従来のごとく区別をして規制する何らかの方策をとって民主政治というものの発達助長の道をはかつていく、こういうことを考えるべきではないかと思っております。一体、政府はいかにようお考えでしょう。

○赤澤國務大臣 それも山下委員が仰せのとおりであります。全く同感です。ただ、私たちがこういうふうなきめをするときの議論は、やはり人口密集地帯もあれば農村地帯もある。農村のあいてやただただ広いところでは夜中にかけてやっても子守歌ぐらいにしか聞かれない地域もあるし、また最近拡声機が発達のために非常に大きな音を出す機械も出てくる。これは人口密集地帯ではびびりするような音も出るわけでありまして、いろいろ検討した結果ここに落ちついて提案したわけでありませう。これはただみんなに通ずる

ルールでございませうから、皆さんのほうでさらにこのほうがよりよいのだという御結論があればこれを要するのにはやぶさかではございませうけれども、ただ、ここに至るまであらゆる角度から議論をした結果、最大公約数として出たわけではございませうから、そういうふうに御理解願いたいと思ひます。

○山下委員 いま大臣の答弁の中に、もっとよりよい方法があればまた御相談にあずかるのもやぶさかでないということば等もございませうので、選挙法の規程は、いずれの政党が、あるいは個々のだれが一番有利になるというのではなくて、全部の政党が、全部の候補者が公正に競争のできるようにつくられておられなければならないものであります。これは追って他の党派の方々と御相談を申し上げたい、かように考えているのであります。

事務当局のほうでは連呼とあるいは街頭演説の区別についてはいかようにお考えになっておりますか。事務的に統一したほうが一番いいのだらうと思ひますし、取り締まりの上でも一番いいのだらうと思ひますけれども、選挙法というものは、取り締まりがしやすいために、事務がやりやすいために選挙法規をつくられたものでは、これは選挙にはならぬ、私はこう思うのであります。一体、事務当局としてはどのようにお考えになっておりますか。

○長野政府委員 ごもっともでございまして、取り締まりのために便利であらばいいというわけのものではないと思ひます。ただ連呼行為と街頭演説あるいは街頭演説の場所における連呼行為——街頭演説の場所での連呼行為というものは連呼行為と全く同じになるわけです。街頭演説そのものも演説と連呼の境目というのは現実にはなかなかむずかしい。そういうことでございませうので、選挙運動をなさる方々の側におきまして、ある人は非常に抜けがけ的なことになり、ある人は非常に厳重な態度を持っておられるというようになつてくる、非常に不公平な、おつしやる意味で非常にまぎらわしいことに乗じて相当な意味のルール違反をやられた方のほうが有利であるという結果になることも、決して望ま

しいわけではないわけです。したがって、その点では、連呼行為というものと街頭演説あるいは街頭演説の場所における連呼行為、こういうような戸外におきますところの選挙運動といふものは時間を統一したほうが、運動される方についても公平である、それから取り締まるほうも非常にはっきりいたしますから、その点は非常に便利いたすわけでありませうけれども、そのほうがいいではないか。そこで、結局問題は、われわれの現在の社会生活の中で、戸外における社会生活といふものが、ちょっと言い方は変でございませうけれども、二十四時間の中で、とにかく社会で生活する時間と、あるいはそれぞれの家庭の中で生活する時間というものを考えた場合、どこら辺が一番適当な時間であるか、非常に大ざっぱでございませうが、一応それを半分に分けた場合に、まあ午前八時から午後八時まで、これは一応そういう意味で戸外における生活時間と考えていいじゃないか。しかしそれ以外の時間は、むしろ家庭を中心とした個人の生活、非常に静かな平和な環境で生活することがいいんじゃないか、かたがた

連呼行為につきましても、騒音という考え方から非常な非難もございませうから、それを中和、調整をいたしますと、現在の考え方になるのじゃないか、こう思っておるわけでありませう。

○山下委員 この問題は、先に申し上げましたように、いずれの党も候補者も共通の問題でございませうから、いづれ他の機会にその他の方々ともお話し合いをする機会を得たいと思つておるのであります。

次に、自動車の使用の問題について伺いたいと思ひます。公職選挙法第四十一条の第三項に、「積雪その他やむを得ない事情によりこれらの自動車の運行が不可能であると認められし場合は告示した地域においてこれら自動車の使用を禁止する」とあります。これは、一例を北海道にとりましますと、たとえば山道を行く、あるいは泥濘地帯である、こういう関係から、だれかが一人トラックにいたしますと、もう全部がトラックにならなければならぬ、こういう結果が生じておるといふのであります。これについて事務当局は何かお聞きになったことがあるでしょうか。調査されたことがあつたでしょうか。またこの条項を適用してトラックを使用した区域がどこにあるでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○長野政府委員 第四十一条の三項の貨物自動車使用の条項は、その例外的な地域についてのこういう規定を設けました理由につきましても、いまお話のありましたとおりでございまして、すなわち積雪、融雪あるいは凍上と申しますか、そういうことによりま

して、非常に道路が泥濘化する、非常に悪路と化した場合、普通の乗用車あるいはそういうものではどうしても運行ができないというような一これは季節的にもいろいろあると思ひますが、そういうことで、たしか北海道——具体的な地域をちよつといまはつきり覚えておりましたが、北海道にそういうところを相当認めるのが、いままでの慣例になっております。ただ自治省といましては、その地域が広がることはなるべく避けたいというやうなことでございまして、候補者が独自に泥濘と自分が考えて、かつてに乗用車以外の貨物自動車を使うというやうなかつこうをとっているわけではございませんで、北海道におきましては、たとえば北海道の選挙管理委員会がそういう地域を指定いたします。そういういたしますと、その指定された地域の中では、貨物自動車を使える。お話がございまして、一人がお使いになりますと、他の方も勢い使わざるを得ぬじゃないか、この事情は、それと同じとおりの事情にあるようございします。したがって、私どももなるべくその地域を、道路の開設その他もございしますと、年々狭めていくやうにはいたしてまいりたいと思ひますし、またそれがそれほどでもないにもかかわらず使うという傾向にあるという話も伺ったことがございします。これは多少技術的な面もあるものでございしますから、どういふやうにいたしたらいいか。私どもももう少し勉強したいと思うのでございしますけれども、大きなトラックのほうが馬力が強いのか、あるいはジープなんかのほうがやりやすいのか、いろいろあるようござい

ますから、もう少し検討いたしまして、何かこの辺、そういう例外があまり大きくならないように考えてまいりたいと思ひております。

○山下委員 いま一般の選挙用は有蓋乗用車ということになってまいっております。トラックということになりまして、これは有蓋でないものであります。したがって、候補者みずから車上から有蓋者にいろいろ台図がでるわけですね。ここに有蓋車と無蓋車の選挙運動に対する非常な開きがでてまいるのであります。たとえばそういう地帯でトラックでなければならぬといまして、トラックでも有蓋にするとか、何らかのやり方規制方法がなければ、あまりにも開きがひど過ぎるじゃないか、こういう感じがするものであります。また、悪く考えますと、この法律があるために、これを悪用して、ことさらトラックでやる、こういう選挙運動が行なわれたのでは、これは法の悪用ということになるのじゃないか、こう考えるのですが、何かとを試みられたのでありますから、有蓋車、こういうことの観念の上に立つて、何らかの方法を行なうことができないものであるかどうか、ひとつ伺いたいと思ひます。

○長野政府委員 確かに技術的にはトラックの上にはほろをつける。かりにほろでもつけますとこれは有蓋車になるわけでございますが、そういうことが不可能かといえ、どうも私どももそこまで専門的なことはわかりませんが、決して不可能ではないように思ひます。そこでせめてそういうことをしたらどうかというやうな御意見のようござい

ございますが、ごもっともなことではないかしらと私も個人的にはそう思ひますが、今回の改正は特例法を中心にしたしまして、どうしても特例法に相関連するところだけに制限した規定を、この前の選挙で非常に批判が強かったところというものをぐらいつとめたものでございします。この選挙運動用自動車の例外扱いの貨物自動車の扱い、そこで持つていくことはいたさなかつたわけでございます。御意見のありますことはよくわかりますので、さらに十分検討いたしたいと思ひております。

いのだというやうな、いろいろ運動される力点が、区域も広がりますので違ふようございします。公営揭示をすること自体は一つの考え方として成り立ち得るわけでございますが、それは何も候補者の方が自分九州だけでいいのだから北海道は張る必要はないということだけものを考える必要はない。むしろ北海道の人にもわかり得るやうにすべきだということ、これは一つの考え方でございますが、実際問題としては物理的にポスターの大きさに非常に困難をいたします。それから、かりにポスターを縮めてものを考えてまいりますと、百枚張りました場合を想像いたしてみますと、いろいろやつてみたのでございしますが、非常に小うるさい、見にくい、かえつて邪魔になる。そしていい悪いは別として、現在の参議院の立候補状況あるいは選挙運動の実態にも必ずしも合わないところがございますが、また技術的にもそういう意味の考え方から、どうもこれは採用するわけにいかないということになりましたので、とりあえずのところ、もう少し何か考へるまでは従来どおりの方法を参議院の全国区については認めざるを得ないといふことに相なつておるわけございまして、今回の改正法におきましては参議院の全国区のポスターの問題は従来どおりとして触れていないといふかっこうに相なつておるのでござい

○長野政府委員 確かに技術的にはトラックの上にはほろをつける。かりにほろでもつけますとこれは有蓋車になるわけでございますが、そういうことが不可能かといえ、どうも私どももそこまで専門的なことはわかりませんが、決して不可能ではないように思ひます。そこでせめてそういうことをしたらどうかというやうな御意見のようござい

○山下委員 この問題は、いまお説もございしますから、当局としてもさらに検討を加えていただく、こういうことをお願いをいたしたいと思ひます。次に伺いたいと思うのは、ポスターの掲示場でございします。過般の特例法では一投票所に三カ所以上五カ所以内ということであったのが、今回はさらにこれを五カ所以上十カ所以内、こういうふうに拡大されてまいりましたことは、選挙候補者あるいは政策をそれぞれ住民に周知徹底せしめる上にまことに適切な処置である、かように考えるのであります。ところが、参議院の全国区候補についてこれをいかにように取り扱うか。全国区候補の改選の場合五十名でございしますが、たいがいそのつど一、二名の補欠等もあるようございしますから、五十二、三名の改選といふことに相なるのが普通の例のようでありまして、そういたしますと、これに對しまして少なくとも七、八十名の立候補を予想しなければならぬ。その場合、この掲示場を使用するのか、あるいは全国区候補については他に特

別な処置をお考へになるのか、その辺のお考へを伺いたいと思ひます。

○長野政府委員 この特例法の対象にいたします選挙の種類は、衆議院選挙規模以上の選挙について対象にいたすことをたてまえたいたしまして、特例法に盛り込まれた事項について検討いたしたわけでございますが、このポスターの公営揭示につきましては、お話をございしましたように、参議院の全国区については非常にむずかしい問題が起つてまいります。と申しますのは、一つには、いままでの例で申しますと、大体百名程度の候補者が立たれるものといふやうに予想されるわけでありまして、それでいままでのやうな選挙運動用のポスターを公営揭示場に掲示するといふことにいたしますと、やつてできぬことはありませんけれども、実際問題として場所的、空間的に、都市の中では特に支障を来たすといふ物理的な困難な問題もございします。もう一つは、全国区の参議院議員の方も、かりにそうやりまして、たとえば五カ所つくるといふことになりまして、いま大体投票区が四万五千ぐらいございしますから、それでも二十万以上になります。いまの参議院の全国区の選挙運動用のポスターはたしか十枚でございします。同時に参議院の全国区の立候補される方は、九州だけを基盤にしてお立ちになる方が北海道の果てまで公営揭示場にポスターを張つてもらふ必要はない、むしろそれよりは九州地方に濃密に張りたい、あるいは自分のほうは山のほうには要らぬのであつて港だけでいいのだ、あるいは自分のほうは農村地帯だけでいいのだ、あるいは自分のほうは山だけでい

○山下委員 そうしますと、従来どおりといふことになりまして、十枚枚のポスターを候補者がかつてに自由に張る、こういうことなんでしょうか。

○長野政府委員 従来どおりのやり方

でございます。ただし、たしか従来でも制限があるのですけれども、従来どおりのやり方でございしますが、ある府県を単位にいたしますと、その地方区の参議院議員のポスターの数よりたくさん張るわけにかぬという制限がございます。それはいまもございしますから、その範囲では自由にやれる、こういうことでございます。

○山下委員 それではいまの全国区の候補者のポスターのことはひとつ事務局当局としてもさらに今後御検討をお願いをいたしておきたいと思うのであります。

次に伺いたいと思いますのは、個人演説会場の文書図画に関する事項であります。過般の十一月に行なわれました総選挙の節には選挙公営をたてましたといまして、個人演説会の会場の文書図画にしましては、公営で選挙管理委員会が、二個ですか、立て看板を出すということになっておったと思うのであります。今回はそれを廃止されて候補者個人が二個に限ってこれを出すことができる、こういうことに改正されておるのですが、これは選挙公営というたてまえからいたしますと公営に逆行する結果になってまいるのじやなからうか、こう思うのであります。どういうことでこういうお考えになったのか御事情を伺いたいと思っております。

選挙が行なわれたわけでございます。今回これを廃止するという案にいたしておりましたのは、一つは公営の立て札を用いた意味が、その公営であるということと同時に回数制限がございしたもので、要するにそれでこの回数というものが非常につきり確認ができるというふうなこともあわせて考えておったところのようでございます。しかし回数だけにしましてはそういう別の確認の制度もあり届け出もしなければならぬようになっております。それからもう一つ、昨年の結果を見ますと、特定の候補者の方が非常に多くの回数を特定の日に要求される、そうしてそれぞれ二個立て札をすみやかに持つていくというふうになるわけでございます。それをだんだん大ぜいの方がおやりになりますとともに対応にいとまがないということにも相なりますし、それがまた趣旨にたがってくるようなことにもなります。かれこれ考えますと、やはり個人演説会の回数制限そのものにも問題があると思えますけれども、むしろどちらかといえば、選挙制度審議会なども、個人演説会の開催は少なくとも自由にすべきだという考え方があつたわけですね。したがって、そういう意味で演説会の表示その他も、公営といえは非常にいいようでございますが、ある意味で言えば監視つきのようにならざるわけでございます。したがって、なるべく自由な方向に持つていくことが考えられていいのではないかとこのようにも思われるわけでありまして、また、公営という面から言えば、お話のように縮小になるということではないだろうかというところでございますが、その他の

場合におきまして、たとえば新聞広告の回数をふやしますとか、テレビの経歴放送が始まりますとか、あるいはポスター公営掲示、そういうものをふやしますとか、いろいろ総体的に考えますと、選挙公営といふものはますます拡充をされておるかっこうでございます。それで、全体として公営がこれだけで減ったというところは、考えることもできるかもしれないけれども、むしろ私どもの期待いたしますところは、選挙制度審議会なども、個人演説会などについてあまり制限をすべきでないという考え方が答申にあるわけでございます。それからまた、そういうこともございせんけれども、そういうこともあるし、かたがたそういうところはなるべく自由な方向に持つていくことがいいのではないかと、そういう趣旨から考えても、候補者が自由にやっていただくというか、この一つにもなるのではないかと、思っておるわけでございます。

○山下委員 演説会の自由という立場から話をされたのですが、そういう面からは理解できないわけではないのです。それなら個人演説会の六十回という制限があるのでございますから、その制限を拡大されていまおっしゃるような理解できるのですが、それはワクはめておいて言われることでありますから、もう一つ理解しにくいのであります。これは当局のほうでも、さらにひとつ御検討願っておきたい、こゝ実は考えておるのであります。次に伺いたいと思ひますのは、確認団体のポスターの件であります。今回提案になりましたのは、確認団体が選挙区ごとに千五百枚以内、同一所属

候補者数が二人以上あるときは、一人当て七百五十枚増加ということになつておるのであります。これは政党政治というたてまえからいいますと、候補者の数が多いから数を多くするといふことは、大政党に非常に有利な選挙法の改正、こういうことになるのではなからうか、こう思われるのですが、これをお考えになった意図は一体どこにあるのでしょうか、伺いたいと思ひます。

○長野政府委員 選挙運動につきましては、個人本位の選挙運動を現在やっておるわけでありまして、だんだん政党本位に持つていくというふうなことから、確認団体の政治活動というものは、活動の態様を規制されながらも、や選挙運動期間中にもこういうかっこうでなら行なえるという範囲を広げてまいつておるのが現状だと思われまして、そこで、そういう意味では選挙運動期間中の政治活動として、確認政治団体の行ないますものの中には、候補者のための選挙運動も、ある場合にはできるようにしておるわけでありまして、したがって、現在の二百一条の五という規定におきましては、たとえば政談演説会の開催回数も所属候補者の数に従つてきます。それから政策の普及とか宣伝のための自動車につきましても、初め三台以内でございしますけれども、二十五人なければ確認団体になりません、十人ふえるごとに一台を三台に加えるというふうな、所属候補者の数に應じましてふえればふえるほどそういうものをふやしておるわけでございます。現在そこところろが少し調子が違ひますのは、政治活動用のポスターにつきましては、確認

団体である限りにおきましては、一選挙区について、衆議院の場合であれば二千枚以内というものが使え、こういうことになつておるわけでございますが、選挙運動期間中の確認団体の政治活動というものは、当然選挙運動をある程度加味した約束がありまして、その運動の態様はいろいろ規制されておりますけれども、規制された範囲内ではある程度そういう不可分の関係になつておる。それではかの場合、演説会の回数にいたしましては、自動車にいたしましては、全部候補者の数にある程度比例して増減するようになっております。ポスターだけが増減をしないか、こうなつておるのも、考え方としてみればおかしいじゃないか。政策の普及宣伝というものが選挙運動期間中に一定の方法に限つて認められておるか、こうからいってもおかしいじゃないか、ということにも相なります。そこでやはり所属候補者の数に應じてポスターの枚数もきめるべきだといふ考え方が当然成り立ち得るわけでありまして、むしろどちらかといへば、そういう所属候補者の数に應じて増減をさせるべきものをさせ得なかつたいままでのほうがおかしいといふ考え方も十分成り立ち得ますので、私どもは過去の選挙の実績等を勘案いたしまして現在の改正法を提案したわけでございます。

○山下委員 私は遺憾ながら選挙局長と意見を異にするのであります。確認団体というのは、その候補者の運動ではない、その団体、政党の政策浸透というのが目的でありますから、ポスター等は公平に同数をもって行なうべきものである、こういう考え方を持っ

ておるのであります。このこともあわせて私の意見として申し上げておきますから、今後御検討をいただきたいものだと思うのであります。

次に投票時間の問題であります。過去の十一月の衆議院の総選挙の際には、午前七時から午後八時まで、こういうことで特例を設けられたのであります。が、今回の選挙法の改正ではこれが削除されて、従来どおりになってまいってきておるのであります。ことに明年の六月に控えました参議院選挙等を考えますと、あるいは農繁期であり、あるいは夏のことでございますから、まだ日が長いのであります。そういうこと等から考えまして、十一月のときよりも明年の参議院選挙にこの特例法の時間というものが必要なのではないか、こういう感じがするのであります。これに対して、どういうことでこれを恒久化されなかったのか、御意見を伺いたいと思っております。

○長野政府委員 投票時間につきましては、この前の特例法で二時間の延長をいたしました。が、特例法の前は、明治二十二年以来午前七時から午後六時までということが国の投票時間は一貫してきましておったわけでございます。特例法によりまして行ないました結果がどういふことであるかというので、いろいろな面を調べたわけでございます。一つは、この選挙の実務に携わった関係の者は、二時間延長されると、いろいろな面でやっかいだということ、あまりいい顔をいたしておりません。それから、世論調査もいたしました。世論調査の中には、むしろ時間延長はいいじゃないだろうかという考え方のほうが多かったように思

います。ただし、この調査した人というものが、二千人か三千人の対象でございまして、その人たちは投票に行つた人の率が平均より非常に高うございしたので、そこでそういう意見が出ております。それから、新聞その他は、時間延長はまことに困るというところでございまして。それから、実質の結果がどうだということも調べますと、時間延長によりまして、要するに投票人の便宜をはかるということが非常にいい影響を与えたとは思いますが、投票率の上にはそれほど大きな力を加えたようにも思えない。むしろ、午前中に行列をつくって行ないました投票が、夕方、六時以降に回つてしまひまして、六時以降には多少疲れておりますので、脱落者がふえたというようになつていくなつておるようでございます。しかしながら、現在までのこの投票時間の延長に関する規定は、現行法におきましても御承知のように延長はできるわけでございますが、ただ指導なりもの考え方といたしまして、どうもいままでも、縮めるほうは大歓迎だけれども、延ばすほうは大歓迎だおるといふような状態でございます。と申しますのは、現行法におきまして、選挙人の投票に支障を来さない場合だけやれる。支障を来さない場合を縮めても支障を来さないといふことのほうが理由になるわけでございまして、縮めるほうにだけ働くといふことになっております。それで、今度の改正では、そこをどう考えまして、全国一律に二時間延長というのとはあれといたしまして、その場所その場所によつて必要とところがあるわけ

でございます。したがひまして、今度の四十条の改正の規定におきましては、「選挙人の投票の便宜のため必要がある場合には、繰り上げ又は繰り下げることができる。こういう規定が新しく加わつたわけでございまして。そうしますと、全国一斉に二時間延長といふことがないにしても、その場所その場所が必要の場合には、二時間延長も十分できる。そうして、その場所の実態に合うようにしていったらどうか。従来でも、漁港などで漁船が夜おそく帰ってくるというやうな場所では、時間延長をしておつたわけですね。それが一そうできやすいようにいたしたいし、また場所の状態によりましては、時間延長にいままでのような狭いことを言わないでできるやうにさしていくといふことも指導を加えて、支障のないやうにいたしたい、かやうに思つております。

○山下委員 それでは、地方地方の選挙管理委員会が自主的に判断をして、延長あるいは短縮、おのの自主性にまかせ、こういうふうに解釈していいのですか。

○長野政府委員 そのとおりでございます。ただ大きな選挙でもございまして、地方地方といひましても、市町村でかつてにやりますとわからなくなつてしまひますので、府県と連絡をしながら、その地方の実情に応じてきめてもらふ、それで支障なくやつていただいてもかまわない、こう考えます。

○山下委員 次に伺いたいと思ひますのは、過般来からずいぶん問題になつておりました補充選挙人名簿に関する事項でございます。これが過般来からずいぶん問題になつたのですが、ただここに提案されただけではもう一つ了解に苦しむ点が多いのでございまして、したがひまして、従来何人でも何十人でも、一括してある者が住居移動の申請、登録、申し出ができておつたものが、今回は個々の個人に限る、こういう規制をされただけにどまつていふ、こういうことであります。とかく従来問題になつておつたものが、それで全部解消できるものと当局ではお考えでしょうか。

○長野政府委員 二十六条の改正規定で、二十六条の二項におきまして、「政令で定めるところにより、申し出をする。それから二十七条の三項におきましても、「申請の期間及び方法等は、政令で定めるところにより」という新しい政令に委任をする規定を入れさせていたがたいといふことで提案をいたしておるわけでございまして、お話をとおし、法律だけで本人に申請するんだといひましても、それだけのものではつきりするわけではございません。したがつて、登録の方法、申請の方法その他を、いささか技術的なものでもございまして、政令で規定をしたいと思つておるわけでございまして。それじやいまいはどうかを考へておるんだといふことになりまして、この前もちょっと申し上げましたが、本人申請——選挙権を持ち、それから選挙人名簿に登録をするといふこと、こういうことは個人に専属した基本的な権利でございまして、元来からいひまして、本人が申請するといふのは当然なことのように考へられるわけでありまして、ところが、実際問題といたしまして、たとえば一家の状態を考へますと、あるところへ移住をした、そのときに主人が行く、その家族までみんなばらばらに行き、一人一人申請書を持つていかなければならないといふことにもなるわけでございまして。そういう場合、私どもの考へておりますのは、要するに問題は、本人の意思に基づかなければなりませんから、本人が申請するのがたてまえでございまして。同時にまた、本人であることが、本人がそこに来た、そこに住所を持つておるといふことが、本人にかつて本人と同じ程度に説明ができる、こういう間柄の人であるならばそのところは考へてもいいのではないかと申します。と、常識にも合う範囲では、たとえば生計を一つにしておるその家族、これはそういうふうな考へてもいいのじゃないか。それからそれ以外に、たとえば病人とか、要するに本人は行けない、家族があれば家族でけつこうですが、それもないといふやうな場合をかりに想定いたしまして、それでも本人がどうしても行けないという理由をつけて、委任状か何か渡します。そしてその本人にかつて十分説明をし得るといふだけの責任を負う人でなければなりません。同時に、そうやつて申請してきた人につきましては、もちろん資料その他のみならず説明する義務をつける、要するに説明をし、住所の認定をさせるための義務づけをそこで行なう。そして必要があればさらに新しい資料の追加を求めたり、あるいは関係人の出頭を求めたり、あるいはみづから調査したり、こういうことができるやうにいたしまして、そして住所認定に間違いがないやうにいたしたい。しかしながら、あくまで自分がど

ここに住んでおるかということにつきま
しては、本人の意思だけでは必ずしも
きまるものではございませんけれども、
要するに一番よく知っておるのは
本人でございますから、本人に説明を
求める義務を課し、そして同時にそれ
の補強資料を整えさせる、そして本人
の意思と客観的な住所の認定の材料が
整うということにしたい。多少政
令のほうでは少し義務的なものがござ
いますのでこまかくなりますが、多少
こまかくなっても、そういう内容を政
令の中に盛り込みまして、申請の方法
はこうするのだということをはっきり
させるようにしたいと考えており
ます。

○山下委員 政令の中ではっきりする
とおっしゃるのですが、たとえば政令
の中で例をとって、どういうことで一
体その証明ができるようになるもので
すか。先ほど雑談の中で鍛冶委員は、
電気領収書の証明でも、その世帯主
しか電気領収書は出さないから、そ
ういうものでは証明のしようがない、
こういうことを言っておられる。米の
通帳と言いますと、農村のことはわか
りませんが、農村に米の通帳があるの
かどうか。一体どういふものをもっ
て、証拠としておやりになるという政
令としての基本的なものがあるかどう
か、ちょっと伺いたい。

○長野政府委員 従来でも、実は選挙
管理委員会におきましては、そういう
定めをしておるところも相当あるわけ
でございます。いまお話のございました
たガスとか水道の受け取り書でありま
すとか、新聞を購読したときの、その
土地の新聞販売店に支払った受け取り
書でありますとかいふものを材料にい
れ、

たします。あるいは米穀通帳、あるいは
住民登録しております場合には、住
民登録を重要な資料にする。いずれの
場合でも、それだけでものを考える
というのじゃございませんで、確信を得
るまでいろいろな材料を取り寄せまし
て判定をする、こういうことになりま
す。

それからもう一つ、新しい住所を
もって社会的な生活といえますか、社
会的ないろいろな関係が生じてきます
から、そこへあてて手紙が来ておりま
す。家族にも手紙が来ております。戸
籍謄本を見れば血縁関係はすぐわかっ
てしましますが、そういうものが来て
いる、第三者から来ている。そこに住
所があるから来るわけでございますし
うし、いろいろな資料を総合的に見ま
して判定をする。どうしてもそれだけ
で判定ができないということになれ
ば、実地について調査する。そういう
場合に、たとえばその地区の民生委員
でありますとか、あるいは町内会長で
ありますとか、そういう人たちの証言
なり認定なりというものが重要な参考
の材料になる。米穀通帳はいなくな
いかもしらぬというお話、ごもっとも
でございますが、むしろいなかのほう
は実によくわかるのでありまして、問
題は都会地で非常に人の移動の激しい
ところでありまして、農村のほうの調査
なり認定というものは、それほど不
由はしないと考えられます。したが
いまして、都会のほうにつきましては、
それでも自信が得られない場合は、関
係者について実地について調査する。
そしてそれでもなおかつ得られないと
いう場合にどうするかということであ
れば、これからの考え方を少し改

めまして、要するに疑わしき者は登録
しない。あとに異議の申し立て期間が
あるわけでありまして。疑わしき者は登
録しない。いままではどちらかといえ
ば、疑わしき者は登録する。要するに
選挙権行使の機会を少しでも与えたい
という非常に純粋な動機からでありま
すが、一応疑わしくても登録するとい
う考え方でございまして、それでも確
信を持ってない者は登録しない。そして
異議の申し立てをしてもらって、いま
まで以上の十分な資料が整わなければ
登録ができないということに考え方を
振りかえて、厳格な住所認定ができる
だけ行なえるようにする。そして真実
に近い正確な選挙人名簿の調製という
ことに改めてまいりたい、こう思っ
ております。

あります。しかしここでこれを議論を
しておってもやむを得ないことでは
ら、今日の地方自治体の人員その他の
行政能力の上から、できるだけ不正の
防止できる可能な範囲のことをやって
いただきたい、こういうことを希望申
し上げておきます。

時間十二時になったようござい
ますから、きょうはこの辺で私の質問
は終わりたいと思っております。

○小泉委員長 次回は公報をもってお
知らせすることとし、本日はこれにて
散会いたします。